

京都大学医学部附属病院に勤務する教職員の令和8年度における手当に関する
特例を定める規程

令和8年9月18日
達示第85号制定

(目的)

第1条 この規程は、令和8年度の診療報酬改定へ対応するため、令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に京都大学医学部附属病院において勤務した教職員（この規程の施行の日までに退職した者を含む。）について、手当を支給するための特例を定めるものである。

(手当の種類)

第2条 前条の手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療体制確保手当
 - (2) 外科医療確保特別手当
- (地域医療体制確保手当)

第3条 地域医療体制確保手当は、特例期間において次の各号に掲げる教職員であって、循環器内科、消化管外科、肝胆膵・移植外科、小児外科及び心臓血管外科の業務に従事した医師（各月の初日に在職した者に限る。）に支給する。

- (1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条第1項第4号に定める教育職俸給表の適用を受ける教員
- (2) 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制給与規程」という。）の適用を受ける教員
- (3) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）に定める特定有期雇用教職員
- (4) 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）に定める医員

- 2 前項の手当の月額、前項第1号から第3号までに掲げる者にあつては20,000円、第4号に掲げる者にあつては10,000円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）第62条及び第63条に規定する教職員の業務災害及び教職員の通勤途上における災害により、勤務しなかった場合を除く。）には、第1項の手当は支給しない。

(外科医療確保特別手当)

第4条 外科医療確保特別手当は、特例期間において次の各号に掲げる教職員であって、消化管外科、肝胆膵・移植外科及び小児外科の業務に従事した医師に支給する。

- (1) 給与規程第5条第1項第4号に定める教育職俸給表の適用を受ける教員
- (2) 年俸制給与規程の適用を受ける教員
- (3) 特定有期雇用教職員就業規則に定める特定有期雇用教職員
- (4) 有期雇用教職員就業規則に定める医員

- 2 前項の手当の額は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうち助教、特定助教及び特定病院助教（以下「助教等」という。）以外の者にあつては1,500,000円、助教等にあつては1,000,000円、第4号に掲げる者にあつては500,000円とし、その者が特例期間において第1項に規定する者として勤務した期間に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。

(支給日)

第5条 地域医療体制確保手当は、給与規程第9条第1項に定める俸給の支給日に、同条第3項に定める給与の支給の例により支給する。

2 外科医療確保特別手当は、令和9年3月の俸給の支給日に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、外科医療確保特別手当は、前条第1項に規定する者が前項に定める支給日までに退職するときは、退職日後において速やかに支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の取扱い)

第6条 地域医療体制確保手当が支給される教職員に対する給与規程第39条の適用に当たっては、同条第1項及び第2項中「及び看護職員調整手当」とあるのは「看護職員調整手当及び地域医療体制確保手当」と、年俸制教員給与規程第8条の適用に当たっては、同条の表中「及び健康管理手当の月額」とあるのは「健康管理手当及び地域医療体制確保手当の月額」と、有期雇用教職員就業規則第30条の適用に当たっては、同条第5項中「その者に支給される日給額を7.75で除して得た額」とあるのは「その者に支給される日給額を7.75で除して得た額及び地域医療体制確保手当額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額の合計額」と、同条第6項中「その者に支給される日給額及び当該勤務に係る特殊勤務手当の額の合計額を7.75で除して得た額」とあるのは「その者に支給される日給額、当該勤務に係る特殊勤務手当の額の合計額を7.75で除して得た額及び地域医療体制確保手当額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額の合計額」と、第34条の適用に当たっては、同条中「(日給/7.75)」とあるのは「((日給/7.75) + (地域医療体制確保手当/1年間における1月平均所定労働時間数))」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年9月18日から施行し、令和8年6月1日から適用する。

2 この規程の施行の日までに退職した者に係る地域医療体制確保手当及び外科医療確保特別手当は、第5条の規定にかかわらず、施行の日後速やかに支払う。